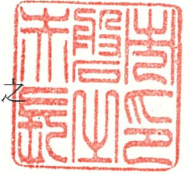


令和7年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務における受託候補者の選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和7年7月7日

赤磐市長 前田 正之



1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年1月16日まで

(4) 提案上限額

9,988,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 国税及び岡山県税、赤磐市税を完納している者であること。

(7) 岡山県内に本社又は支店を登記している企業であること。

- (8) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）において、国又は地方公共団体等の公的機関が発注する公共施設への太陽光発電設備の導入調査に関する同種・類似業務を受託した実績を有していること。
- (9) 本業務の主任技術者は技術士法（昭和58年法律第25号）等に基づく技術士（環境部門）、技術士（建設部門－建設環境）又はエネルギー管理士のいずれかの資格を有していること。

3 評価基準

「令和7年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務公募型プロポーザル実施説明書」のとおり。

4 担当部署

〒709-0898 赤磐市下市344番地

赤磐市役所市民生活部環境課

電話（086）955-5347

E-Mail : kankyo@city.akaiwa.lg.jp

5 手続等

(1) 関係書類の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和7年7月7日（月）から令和7年7月15日（火）まで

イ 場 所 赤磐市ホームページ

ウ 方 法 電子データのダウンロード

(2) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和7年7月15日（火）午後5時必着

イ 場 所 赤磐市市民生活部環境課（赤磐市下市344番地）

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留等配達記録が残るものに限る。）

(3) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和7年7月31日（木）午後5時必着

イ 場 所 赤磐市市民生活部環境課（赤磐市下市344番地）

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留等配達記録が残るものに限る。）

(4) 仕様書等に対する質問に関する事項

ア 受付期間 令和7年7月7日（月）から令和7年7月15日（火）午後5時まで

イ 質問方法 電子メール（kankyo@city.akaiwa.lg.jp）

ウ 回答方法 公平性を保つため、令和7年7月18日（金）までに質問内容と回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 予 定 日 令和7年8月4日（月）

イ 予定場所 赤磐市役所3階第1会議室

ウ 実施内容 1提案者につき30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）以内とする。詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

6 その他

詳細については、「令和7年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務公募型プロポーザル実施説明書」による。